

高齢福祉課長
長寿福祉課長 殿
包括支援課長

オンライン専用

一般社団法人 日本経営協会
理事長 岡島 芳明

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

新規講座

自治体職員が知っておくべき「任意後見」と「家族信託」のポイント

<令和4年2月18日(金)>

拝啓 本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「人生100年時代」が叫ばれ日本は超高齢社会に入り、国は、2000年4月より、社会福祉政策を国民相互の負担による介護保険制度へと大転換させ、また、「民法」においては、「禁治産・準禁治産制度」を「成年後見人制度」へ変換させるとともに、「信託法」においても、「民事(家族)信託」を充実させました。

そして現在、認知症に伴う財産の凍結等が社会問題化(例、認知症による自宅売却等が滞り介護費用の捻出が困難など)しており、その有効な解決手法として「任意後見」と「民事(家族)信託」が注目されています。

そこで、自治体職員が知っておくべき「介護保険制度」と「成年後見人制度」、「民事信託」等の有機的な利用について、佐藤活実氏・中田義直氏から、そのポイントをわかりやすく解説いただき、実務に役立つ知識を習得していただきます。

公務ご多忙の折りとは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和4年2月18日(金) 10:00～17:00

講 師：一般社団法人アクティブ・エイジング理事
任意後見コンサルタント

佐藤 活実 氏

実施方法：Zoom ミーティングによるオンライン配信

税理士・CFP®・民事信託活用支援機構会員

参加料：会員(1名) 31,900円(税込)

(負担金)一般(1名) 35,200円(税込)

中田義直税理士事務所 所長

中田 義直 氏

申込方法：①Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。

②FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。

・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。

・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。

・お申込みは開催日の7営業日前までお願いいたします。

・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

キャンセル料は、テキスト資料を事前送付させていただくため開催日の5営業日前から参加料の100%が発生いたしますので、ご注意ください。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

I. 成年後見制度(任意後見制度)と福祉制度の連携の重要性

- 1 成年後見制度を理解する。
—成年後見制度ってなんですか。という質問にどう回答するのか。
- 2 任意後見制度と介護・福祉制度の連携の重要性。
—福祉制度、任意後見制度 両方あってバランスが取れる仕組み。
- 3 どうやってエコマップのバランスをとるのか。
—一歩踏み込む義務があるのは任意後見人。引き受け手の能力向上への期待。

II. 任意後見制度を広めて、制度の今後の展望と共に理解する

- 1 事例紹介
(1)介護事業者さんとの不十分な連携によって起こってしまった問題。
(2)介護事業者さんとの連携によって最期まで本人を支えるチームができた。
(3)本人との信頼関係は、目的を忘れないことで築かれ鍛えられていく。
- 2 任意後見制度の今後の展望と知っておいていただきたいこと
—任意後見制度は人生の地図。一人一人に寄り添える体制を組むことが必要。
—自助の精神から、互助共助の段階を体験して、超高齢社会において地域をより良くする存在に。

III. 民事(家族)信託

- 1 超高齢化社会の問題点
- 2 民事(家族)信託ってなんだろう?
- 3 民事(家族)信託のメリット・デメリット
- 4 家族信託を開始するまでの流れ
- 5 認知症対策の事例
【事例1】母名義の実家を売却して母の介護施設費用に充てる
【事例2】自分の判断能力が低下した後のアパート経営を息子に託す
【事例3】障害のある子への生活保障をする

IV. 知っておきたい税金の一口知識

- 1 税の特例が適用できる商事信託 特定贈与信託等
- 2 老人ホーム入居で空き家になった家を売却した時の特例
- 3 老人ホーム入居で空き家になった家を相続した時の特例
- 4 所得控除関係
(1)医療費控除
・医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービスや居宅サービス等の対価
(2)社会保険料控除
・妻の公的年金から特別徴収される介護保険料など
(3)障害者控除
・市町村長の障害者認定と介護保険法の要介護認定
・成年被後見人の特別障害者控除の適用

連絡事項

◆本講座では、「事例でわかる 経営者の認知症対策～任意後見・家族信託で会社を守る」佐藤活実 他共著 日本法令、「事例でわかる 任意後見の実務 専門職後見人が初めて受任する際のポイントと書式記載例」勝猛一著 日本加除出版、「図解でわかる 家族信託を使った相続対策超入門」共同監修 円満相続を応援する士業の会 あさ出版 を配布し、使用いたします。

講師紹介

一般社団法人アクティブ・エイジング理事
任意後見コンサルタント 佐藤 活実 氏

H12. 成安造形短期大学 造形学科 卒業
H24. 司法書士法人勤務。高齢者向け事業の拡大を推進。
成年(任意)後見人として、営業兼成年後見業務の仕組み化を行い、所内の成年(任意)後見人への教育を行う。
R 2. 一般社団法人アクティブ・エイジング 設立
1人1人が希望する地域で安心して最期まで生活することができる支援を目的に(一社)アクティブ・エイジングを設立。
できるだけたくさんの方に任意後見等の支援の輪を広めるために、任意後見コンサルタントとして活動中。任意後見をいかに使いやすく役立てるものにするのか日々試行中。

税理士・CFP®・民事信託活用支援機構会員
中田義直税理士事務所 所長 中田 義直 氏

S54. 明治大学商学部商学科卒業
S54. 関東信越国税局採用
その後、税務大学校教授、税務大学校研修所長、税務署長等を歴任し退官、税理士事務所を開業し、現在に至る。

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60017924 『自治体職員が知っておくべき「任意後見」と「家族信託」のポイント』参加申込書

令和4年2月18日

※NOMA記入 会員 一般(該当欄にレ印)

役所名	電話 () 内線		<ご連絡担当者>		
	FAX ()				所属
所在地	〒		フリガナ氏名		
フリガナ参加者氏名	-----	所属部課 役職名	経験年数	年 ----- ヶ月	メールアドレス(必ずご記入ください。)
フリガナ参加者氏名	-----	所属部課 役職名	経験年数	年 ----- ヶ月	<連絡事項欄>

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

- ①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内
③がご不要の場合は□にチェックしてください。 — □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)